

令和3年度 都城市はばたけ都城六次産業化総合対策事業

募集要項

1 事業概要

補助対象事業	<p>■ソフト事業 自ら生産した農林畜産物又は副産物を原材料として用いて行う新商品の開発、新商品等の販路開拓又は新商品等に係る新たな販売方式の導入に関する事業</p> <p>■ハード事業 自ら生産した農林畜産物又は副産物の加工・製造、新商品等に係る新たな販売方式の導入、販売方式の改善又は生産規模の拡大に必要な機械設備若しくは施設の整備に関する事業</p>
事業実施主体	<p>■市内に住所を有する個人又は市内に本社事務所等その他事業の本拠地を設置する団体若しくは法人で、次の①～③に該当する者</p> <p>①農林畜産業者 ②農林畜産業者の組合又は農林畜産業者で構成する団体 ③農業法人（農業生産法人、農事組合法人等） など</p>
補助対象事業	<p>ソフト事業</p> <p>■事業内容</p> <p>1 新商品の開発及び事業化に関する事業 ・新商品の試作又は改良、新商品のデザイン開発・改善、新商品の市場評価調査</p> <p>2 新商品等の販路開拓に関する事業 ・展示会・見本市等への新商品等の出展</p> <p>3 新商品等に係る新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に関する事業 ・インターネット通販、カタログ通販、その他の新たな販売方式の取組又は改善</p>
	<p>ハード事業</p> <p>■事業内容</p> <p>1 機械設備の整備事業 ・選別機械、洗浄機械、冷凍冷蔵機械、検査分析機械など加工製造に必要と認める機械設備 ・移動販売車、レジスターなど新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に必要と認める機械設備</p> <p>2 施設の整備事業 ・加工用集出荷施設、加工処理用施設など加工製造に必要と認める施設 ・直売施設、観光農園直売施設、農家レストラン施設、農家民宿施設など新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に必要と認める施設</p>
補助率	<p>■ソフト事業～補助対象経費の2分の1以内（上限 30万円） ■ハード事業～補助対象経費の3分の1以内（上限300万円）</p>

2 事務の流れ

(1) 事業認定申請書の受付期間

●募集期間

①ソフト事業 令和3年4月27日（火）まで（※土、日、祝日を除く。）

②ハード事業 令和3年5月6日（木）まで（※土、日、祝日を除く。）

※2回目の募集は未定です。（※詳細日程は未定）

●申請書提出先 ふるさと産業推進局（本庁本庁舎5階 TEL 23-2193）

(2) 様式の配付等

都城市ホームページからダウンロードしてください。

又は、ふるさと産業推進局で配付します。（郵送はいたしません。）

(3) 事務の流れ・提出書類等

①ソフト事業

事務の流れ	内容
<p>①事業認定の申請 (4/1~4/27) ↓</p>	<p>本補助事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付対象事業に係る事業認定申請書(様式第1号)を市長に提出し、その認定を受ける必要があります。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①事業計画書(様式第2号) ②収支予算書(様式第3号) ③事業計画明細書(様式第4号) ④事業計画内容(様式第6号) ⑤法人の場合は、事業主体の定款及び登記簿謄本の写し ⑥農業団体等の場合は、規約及び会員名簿 ⑦直近3年の決算書の写し(個人の場合は、申告書等) ⑧事業費の積算資料及び整備施設の設計書、導入機械等のカタログ等 ⑨市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納のない証明書</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>★申請書作成にあたっては、事前にふるさと産業推進局に相談ください。</p> </div>
<p>②書面審査による審査・事業認定通知等 (5月中旬) ↓</p>	<p>・書面審査にて、提出された事業認定申請書の事業内容を審査して、事業認定の可否を決定します。(様式第7、8号) ※提出された事業認定申請書(添付書類を含む。)は、認定の可否にかかわらず返却いたしません。</p>
<p>③補助金交付申請 (5月下旬) ↓</p>	<p>・事業認定者は、補助金等交付申請書に必要な事項を記入の上、別途、市が指定する期間内にふるさと産業推進局に提出してください。</p> <p>①事業計画書(様式第2号) ②収支予算書(様式第3号) ③事業計画明細書(様式第4号) ④事業計画内容(様式第6号)</p>
<p>④補助金交付決定 (6月上旬) ↓</p>	<p>・補助金申請書の内容が適切と認められる場合は、補助金交付決定通知を行います。</p>
<p>⑤事業の実施 (6月上旬~2月末) ↓</p>	<p>・補助金交付決定通知書の日付以降に事業着手してください。 <u>※実施完了は、2月末日を厳守してください。</u></p>
<p>⑥補助金の概算払 (6月下旬~2月末) ↓</p>	<p>・補助金の交付決定を受けた者(補助事業実施者)の口座に補助金を振り込みます。 ※補助事業が完了した後、確定払で補助事業実施者の口座に補助金を振り込みます。</p>
<p>⑦補助事業実績報告等 (2月末) ↓</p>	<p>・補助事業実施者は、事業実績書(様式第13号)、収支決算書(様式第14号)に出来高設計書(施設等の場合)や支出を証明する書類の写し等を添付し、事業完了後、1月以内にふるさと産業推進局に提出してください。</p>
<p>⑧補助金確定通知 (3月) ↓</p>	<p>・補助事業実績報告書の内容が適切と認められる場合は、補助金確定通知を行います。</p>
<p>⑨補助金額の精算 (3月末) ↓</p>	<p>・補助金額の精算を行います。</p>
<p>⑩補助事業の成果報告 (初年度:3月)</p>	<p>・補助事業実施者は、「経営の改善の目標」達成度報告書(様式第15号)により補助事業完了以後の5年について、毎年度の3月末日までに、決算書や申告書等に基づいて経営の所得状況等を市長に報告していただきます。</p>

②ハード事業

事務の流れ	内容
①事業認定の申請 (4/1~5/6) ↓	<p>本補助事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付対象事業に係る事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、その認定を受ける必要があります。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業計画書（様式第2号） ②収支予算書（様式第3号） ③事業計画明細書（様式第4号） ④事業計画内容（様式第6号） ⑤法人の場合は、事業主体の定款及び登記簿謄本の写し ⑥農業団体等の場合は、規約及び会員名簿 ⑦直近3年の決算書の写し（個人の場合は、申告書等） ⑧事業費の積算資料及び整備施設の設計書、導入機械等のカタログ等 ⑨市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納のない証明書 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>★申請書作成にあたっては、事前にふるさと産業推進局に相談ください。</p> </div>
②書面審査による審査・事業認定通知等 (6月上旬) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・書面審査にて、提出された事業認定申請書の事業内容を審査して、事業認定の可否を決定します。（様式第7、8号） ※提出された事業認定申請書（添付書類を含む。）は、認定の可否にかかわらず返却いたしません。
③補助金交付申請 (6月中旬) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認定者は、補助金等交付申請書に必要事項を記入の上、別途、市が指定する期間内にふるさと産業推進局に提出してください。 ①事業計画書（様式第2号） ②収支予算書（様式第3号） ③事業計画明細書（様式第4号） ④事業計画内容（様式第6号）
④補助金交付決定 (6月下旬) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請書の内容が適切と認められる場合は、補助金交付決定通知を行います。
⑤事業の実施 (6月下旬~2月末) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知書の日付以降に事業着手してください。 ※実施完了は、2月末日を厳守してください。
⑥補助金の概算払 (6月下旬~2月末) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けた者（補助事業実施者）の口座に補助金を振り込みます。 ※補助事業が完了した後、確定払で補助事業実施者の口座に補助金を振り込みます。
⑦補助事業実績報告等 (2月末) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施者は、事業実績書（様式第13号）、収支決算書（様式第14号）に出来高設計書（施設等の場合）や支出を証明する書類の写し等を添付し、事業完了後、1月以内にふるさと産業推進局に提出してください。
⑧補助金確定通知 (3月) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書の内容が適切と認められる場合は、補助金確定通知を行います。
⑨補助金額の精算 (3月末) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の精算を行います。
⑩補助事業の成果報告 (初年度：3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施者は、「経営の改善の目標」達成度報告書（様式第15号）により補助事業完了以後の5年について、毎年度の3月末日までに、決算書や申告書等に基づいて経営の所得状況等を市長に報告していただきます。